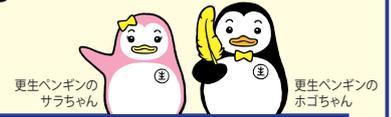




人はみな、  
生かされて  
生きてゆく。

# 支援の絆

令和3年  
3月 Vol.9



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

## 刑事施設における自主自律



市原刑務所長 小野寺 巧

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構の皆様並びに協力雇用主の皆様には、受刑者に対する就労支援事業や改善指導等に平素から多大なる御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、我が国においては、受刑者の再犯防止施策を政府の重要課題の一つと位置づけ、政府はもとより、地方自治体や各種の民間機関が連携して「安全で安心して暮らせる社会の実現」のための様々な施策が展開されており、刑事施設においても、各種協議会等への参加や個別具体的な事例検討のほか、様々な機会を活用した各種機関等との連携の強化など、皆様とともに再犯防止に取り組んでいるところです。

さて、今回、本誌に寄稿の機会をいただきましたので、当所における受刑者処遇などについて紹介させていただきたいと思います。

御承知の方も多いと思いますが、当所は交通事犯により懲役又は禁錮の刑に処された成人男性を収容している「交通刑務所」として知られています。また、当所は法務大臣から「開放的処遇施設」としての指定を受けており、施設にはコンクリートの塀がないほか、施設内の特定範囲であればほぼ全て受刑者が職員の付き添い（「戒護」といいます）がない状態で移動することができるなど、他の刑事施設にはない処遇形態となっています。こうしたことから、当所の受刑者を「交通事故を起こしてしまった人で、一般の受刑者とは違う人」と認識される方も多く、その意味においては、当所の受刑者は社会復帰後に地域社会に受け入れられやすい環境下にあると言えます。また、当所では、受刑者の処遇に当たり、受刑者による「自主自律」を基本理念に掲げ、職員の関与の程度を可能な範囲で抑制していることを最大の特徴としています。ただし、自主自律には、その反作用として「言動に伴う責

任」が発生します。すなわち、当所の受刑者には、自分で自分の生活をコントロールし、自分の責任において施設の規則に従った生活を送ることが求められます。これは、他の刑事施設とは異なった意味での厳しさを求めるものであり、中途半端な気持ちでは当所での生活は送れないことを意味しています。

また、当所では、幸いにも社会復帰後の就労先が確保できている受刑者が全体の半数近くを占めていますが、これに漫然とすることなく、これらの者も含めたほぼ全ての受刑者に対し、社会人として必要なビジネススキルや様々な資格を習得させるため、職業訓練や各種指導等の対象者に編入するよう積極的に働き掛けるなどの取り組みにも力を入れています。しかし、所内生活は集団生活が基本となるがゆえに、これらの取り組みにも種々の制約が伴い、時には職業訓練の在り方や改善指導の効果等に厳しい御意見を頂戴することがあるのも事実です。それでも、就労支援は再犯防止のために欠かすことのできない業務です。職員は受刑者一人ひとりに向かい合い、日々の指導等を通して自分たちで考える力を養わせ、受刑者が「自主自律」から「自立」へ進めるよう取り組んでいます。

刑事施設における就労支援の歴史はまだ浅く、成熟した業務へ成長させるためには、なお相当の事例の積み重ねが必要となります。また、就労支援は、公的機関のみによる取り組みで完結するものではなく、官民を問わず関係する全ての機関が連携して推進することが必要です。当所においても、今後とも皆様の御意見を賜りつつ、受刑者の就労支援に取り組んで参りたいと考えていますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 野田地区協力雇用主会

野田地区協力雇用主会会長

河井倉庫株式会社 専務取締役 河井 康行



この度、令和2年度より会長職を仰せつかりました河井と申します。会長職の重責を果たすべく、懸命に務めて参る所存です。

我が社は平成26年より、野田地区協力雇用主会に入会させていただき、保護観察対象者の雇い入れをスタートさせました。初めてのことであり、多少の戸惑いがあったように記憶しています。

「当社に（対象者は）馴染めるのだろうか？」そんな不安の中、最初に取り組んだことは、社員一人ひとりに理解と協力を求めること。「一人ではない」「新しい仲間がいる」そう（対象者に）感じてもらえる環境作りでした。

あれから早7年、計7名を雇い入れました。初日から早退・遅刻・無断欠勤等残念に思うことも多々ありましたが、内4名の方、長い方で勤続4年、責任感を持って、今日も仕事に携わってくれていることが、何よりも喜ばしいことです。

令和元年、千葉県に大きな被害をもたらした台風15号。当社が社員を募り君津市に災害復興ボランティアに出かけた際は、社員8名のほか、対象者2名が参加の意思を示してくれました。瓦礫の片付け

や屋根のシート張り等、奉仕活動が社員の結束を強めてくれました。また「助けに来てくれてありがとう！」と涙ながらに話される被災された方々との触れ合いもあり、皆心が洗われ、とても清々しい気持ちになったことを思い出します。

日々の仕事はもちろんですが、会社が主催する各種イベントを通じて、人と人との繋がりや助け合い、思いやり等を体感される対象者も多いようです。仲間との信頼関係を深め、物事に前向きに取り組む良い機会となっているようです。立派に更生されている姿が日々うかがえます。

今、世界中に蔓延する新型コロナウイルス感染症。支援活動も制限されています。一日も早くこのコロナ禍が収束へと向かい、一社でも多く対象者の受け入れに手を挙げられ、（対象者の）社会復帰への機会が増えることを願ってやみません。

今後も保護司の先生方にお力添えをいただき、会員皆様からのご理解のもと、地域が一体となった更生保護活動の推進に努めて参ります。

ご協力のほど、宜しく願いいたします。

## 成田山新勝寺橋本照稔貫首ご遷化について

当機構創設時より顧問としてご指導くださいました橋本照稔様（成田山新勝寺中興第21世貫首、大僧正、94歳）におかれましては、令和3年2月18日老衰のためご遷化されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 令和3年度更生保護就労支援事業の入札応募について

当機構は令和2年度に引き続き法務省の「更生保護就労支援事業（千葉県）」に応募いたしました。事業体制は事業所長兼支援員1名、事務員1名、支援員補助2名の4名を予定しております。

また支援目標につきましては、就職活動支援80人、職場定着支援50人となっております。引き続き千葉保護観察所及び各地区保護司会の皆様をはじめ関係団体等のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



# 就労支援事業所の事例

## 就労支援事例

### 父親から自立し想定外の介護施設に勤務して新たな喜びを見つけた事例

年度	号種	氏名	年齢	罪名
令和元年	1号	N・M	18	窃盗

父親と同居の18歳女性、罪名は窃盗。コンビニ就労時に店の商品を食べてしまった他、会社のロッカー荒らしをしてしまったとのこと。本人の父親は家賃滞納で退去せざるを得ない状況にあるため、住み込みで働ける調理業務を希望していた。

飲食業数社に打診をすると、Y社に面接をしていただけることになった。主任官と協議し、保護観察所での面談後にY社の面接に同行することとなった。

観察所での面談では父親も同席し、その後、Y社にて社長と飲食部門担当の副社長が面接を行った。面接では本人に対し、「飲食業は相当の覚悟が無ければ働まらない。将来に向けて店を持ちたいとか夢を持つことができるなら受け入れる。貴方次第。寮は戸建ての部屋が空いている。」との話があり、本人はよく考えてみることで返事は保留とした。

数日後、本人からY社でとりあえず、通いで3日間働いてみることになったと連絡を受けた。

3日後、本人に往信。お店では平日は人手が足りているので土日しか働けないと言われたとのこと。会社からは、飲食業とは別に介護関係の会社を経営しているのでそちらではどうかという話があり、できるかどうか何日か行ってみることにしたとのことであった。

しばらくして、本人にメールで近況を尋ねたところ、飲食店との掛け持ちはやめ、介護施設のみで働くことにしたという。宿舎についても準備が進んでいるようだ。初めての仕事でまだ慣れないが無理せず頑張っているとのこと。元気に働いている様子に安心した。

後日、本人よりメールを受信した。

「介護の仕事頑張っています。認知症の方のホームであり、その中でも精神病を持っている方が多く、時々対応が難しくイライラしてしまうことがあります。自分勝手な方、かまってくれないと拗ねる方も多いですが、なりたくてなった訳ではないと自分に言い聞かせて耐えたり、時々入居者の相談相手になったりしています。介護の仕事に慣れなんてないと私は思っています。作業に関しては慣れはありますが、入居者に関しては日々対応が変わるので大変ですが、それがまた面白いと思ったりもします。この仕事に出会ったのは、色々な方のおかげなのでとても感謝しています。本当にありがとうございます。」

当方からは元気に前向きに信念を持って仕事をしていることを聞き安心しました敬服したこと、これからも頑張ってください旨返信した。





## 新規会員のご紹介

令和2年8月1日以降の新規会員をご紹介します。(順不同、敬称略)

<b>二種会員</b> <small>(一般の事業者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京葉シビルエンジニアリング株式会社</li> <li>・有限会社多古農産</li> <li>・有限会社大泰</li> <li>・山武板金工業株式会社</li> <li>・株式会社音映システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ジーニース</li> <li>・株式会社東豊</li> <li>・有限会社日栄商事</li> <li>・有限会社エヌ・アール・ティーガーデンプロダクツ</li> <li>・すばる司法書士事務所</li> <li>・株式会社 B-plus</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本都市開発株式会社</li> </ul>	12社
<b>賛助会員</b> <small>(事業の推進に協力する会員)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ディセンス</li> <li>・株式会社 SKJ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ジョイトム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有限会社ムーヴァ</li> </ul>	4社

令和3年2月28日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	120	三種会員	18
四種会員	37	賛助会員	120	合計	301

## 二種会員募集について

当機構は主に二種会員の皆様の貴重な年会費により運営されております。就労支援を通じて千葉県の治安の改善を目指す私どもの事業を支えてくださる会員としてのご参加くださいますようお願いいたします。

■ 年会費 正会員 1万円以上      ■ 賛助会員 2千円以上

## 事務局からのお知らせ

令和2年度もあと半月ほどを残すのみとなりました。

本年度はご承知のとおりいまだ経験したことのない新型コロナ禍の中で理事会や通常総会も例年通りには開催できず、発足以来開催してきた協力雇用主研修も資料をお送りするのみとなってしまいました。

こんな状況ではありましたが千葉保護観察所からの受託事業である就職支援につきましては、今年度の目標である80件、定着支援に付きましても50件の目標を達成することができました。これも協力雇用主をはじめ関係する皆様のご協力とご支援のお蔭と心より感謝いたしております。

また、機構の新規事業として千葉労働局に無料職業紹介所の許可申請を令和3年2月12日に行いました。

来年度こそ新型コロナ禍が収束し新たな飛躍の年となるよう事務局も体制を整えより幅広い活動を目指して邁進したいと願っておりますので引き続きよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

## 感謝状をいただきました

千葉県更生保護就労支援事業所長 鈴木が長年の更生保護就労支援事業に対する貢献に対し千葉保護観察所長より感謝状をいただきました。

